

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	佐賀国道事務所浜玉トンネルで使用する電気
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 佐賀市新中町5-10
契約締結日	平成29年 9月 7日
契約の相手方の氏名及び住所	ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥485,650-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥485,650-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 件 名 佐賀国道事務所浜玉トンネルで使用する電気
2. 納入場所 佐賀県唐津市浜玉町湊上地先 浜玉トンネル
3. 契約の相手方 名 称 ミツウロコグリーンエネルギー（株）
住 所 東京都中央区日本橋本町3-7-2
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令
第102条の4第4号（ロ）
5. 当該購入の目的・内容及び随意契約に付する理由

（1）当該購入の目的

浜玉トンネルで照明灯等のため使用する電気の購入を行うものである。

（2）当該購入の内容

本購入は、浜玉トンネルに交流3相3線式、供給電圧6,000ボルト、計量電圧6,000ボルト、周波数60ヘルツ 予定使用電力量 26,600kwhの電力を供給するものである。

（3）随意契約に付する理由

平成29年10月からの電気の供給契約について、一般競争契約（WTO対象以外）の手続きをおこなったところ、競争参加資格申請者が無かったため、電気供給予定者が決定していない状況である。

再度、適切な公告期間（5週間）をとり、手続きを行った場合、契約締結後の電力供給手続き準備期間（通常1ヶ月程度）も考慮すると、浜玉トンネルへの10月1日からの電力供給開始は期間的に困難である。

平成28年10月～平成29年9月までの電力供給契約については、現在、ミツウロコグリーンエネルギー（株）と契約を行っており、円滑な供給が行われている。

平成29年10月からの契約相手方として、浜玉トンネルの所在する唐津市で電気事業法に基づく唯一の「一般送配電事業者」である九州電力（株）唐津営業所と料金の比較を行った場合、現契約者であるミツウロコグリーンエネルギー（株）はより安価な価格での契約が可能であり、現供給契約においても問題なく円滑な供給が行われていることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号（ロ）に基づきミツウロコグリーンエネルギー（株）と随意契約を締結するものである。

（随意契約理由作成者）

佐賀国道事務所 総務課長